【令和7年度 一般廃棄物処理施設(焼却施設)の維持管理状況の情報の公表】

〇上田クリーンセンター

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイ)

令和7年8月末現在

一般廃棄物の種類	施設規模	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		1号炉	655	1,223	810	1,241	1,260								5,189
可燃性一般廃棄物 (トン)	100トン/日×2炉 (24h)	2号炉	1,402	1,014	1,203	1,233	1,267								6,119
		合計	2,057	2,237	2,013	2,474	2,527	0	0	0	0	0	0	0	11,307

^{※1} ごみクレーンで計測した焼却量。トラックスケールで計測するごみ搬入量とは異なる。

ロ 測定に関する事項 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロ)

測定項目	測定位置	基準※3	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
燃焼室中の	焼却室	800以	1号炉	920.1	917.4	9116	912.4	913.3								915.8
焼却ガス温度(℃)	上部	上	2 号 炉	920.0	919.5	903.3	914.8	905.3								912.6
集じん器流入燃焼	集じん器	20017 E	1号炉	180.9	180.2	180.1	180.0	180.4								180.3
ガス温度(℃)	入口	200以 [*	2号炉	180.4	180.6	180.2	181.5	180.7								180.7
一酸化炭素濃度	集じん器	100以下	1号炉	1.2	0.6	0.2	0.2	0.4								0.5
(ppm)	出口	100以下	2号炉	10.4	4.6	0.8	4.5	4.5								5.0

^{※1}表示温度は、炉の立上げ、立下げ時を除いた平均温度。

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハ)

冷却設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施
排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施

^{※2} 小数点以下を四捨五入。

^{※2} 一酸化炭素濃度は、連続測定時の平均値。

^{※3} 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5)

二 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二)

測定項目	測定位置	基準 ^{※3}	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
ばいじん	集じん器	0. 02	1号炉		< 0.003		< 0.002									#DIV/0!
(g/Nm³)	出口	0. 02	2号炉	< 0.003		< 0.003		<0.002								#DIV/0!
硫黄酸化物(SOx)	集じん器	100	1号炉		7.2		14.0									10.6
(ppm)	出口	100	2号炉	8.2		9.2		17.0								11.5
窒素酸化物(NOx)	集じん器	150	1号炉		100.0		100.0									100.0
(ppm)	出口	1	2号炉	120.0		110.0		99.0								109.7
塩化水素(HCI)	集じん器	326	1号炉		26.0		38.0									32.0
(mg/Nm ³)	出口	020	2号炉	29.0		32.0		81.0								47.3
水銀	集じん器	50	1号炉				1.9									1.9
(<i>μ</i> g/Nm ³)	出口	30	2号炉	16.5												16.5
=======================================	式料採取日	•	·	4月10日	5月21日	6月18日	7月23日	8月20日								-
	結果が得られた日			5月2日	6月3日	7月3日	8月8日	9月3日								-

^{※1} 排ガス中の一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀は酸素濃度12%換算値。

^{※2} 測定結果における「<(未満)」は、定量下限値を示す。

^{※3} 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定による届出に記載の数値。

【令和7年度 一般廃棄物処理施設(焼却施設)の維持管理状況の情報の公表】

〇丸子クリーンセンター

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイ)

令和7年8月末現在

一般廃棄物の種類	施設規模	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		1号炉	161	249	236	254	269								1,169
可燃性一般廃棄物(トン)	20トン/日×2炉 (16h)	2号炉	259	238	230	244	262								1,234
		合計	420	487	467	499	531	0	0	0	0	0	0	0	2,403

^{※1} ごみクレーンで計測した焼却量。トラックスケールで計測するごみ搬入量とは異なる。

ロ 測定に関する事項 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロ)

測定項目	測定位置	基準※3	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
燃焼室中の	焼却室	800以	1号炉	864.0	870.6	866.4	867.5	846.6								863.1
焼却ガス温度(°C)	上部	ᅬ	2号炉	861.6	867.2	845.9	856.9	845.4								855.4
集じん器流入燃焼	集じん器	20017 E	1号炉	180.0	180.0	180.0	180.0	180.0								180.0
ガス温度(℃)	入口	200M P	2号炉	179.7	180.0	180.0	180.0	175.3								179.0
一酸化炭素濃度	集じん器	100以下	1号炉	32.2	24.0	26.3	25.9	17.2								25.1
一酸化灰素濃度 集じん器 (ppm) 出口	100以下	2号炉	22.4	26.0	30.4	32.5	25.4								27.3	

^{※1}表示温度は、炉の立上げ、立下げ時を除いた平均温度。

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハ)

冷却設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施
排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施

^{※2} 小数点以下を四捨五入。 ※1号炉耐火物崩落により5/8まで停止

^{※2} 一酸化炭素濃度は、連続測定時の平均値。

^{※3} 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5)

二 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二)

測定項目	測定位置	基準 ^{※3}	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
ばいじん	集じん器	0. 02	1号炉				0.01									0.01
(g/Nm³)	出口	0. 02	2号炉				0.01	/								0.01
硫黄酸化物(SOx)	集じん器	250	1号炉				0.1	/								0.1
(ppm)	出口	230	2号炉				0.1	/								0.1
窒素酸化物(NOx)	集じん器	250	1号炉				130.0	/								130.0
(ppm)	出口	250	2号炉				100.0	/								100.0
塩化水素(HCI)	集じん器	489	1号炉				10.0	/								10.0
(mg/Nm ³)	出口	409	2号炉				10.0	/								10.0
水銀	集じん器	50	1号炉				1.9	/								1.9
$(\mu \text{ g/Nm}^3)$	出口	30	2号炉				0.9	/								0.9
=	式料採取日						7月16日									-
	結果が得られた日						8月12日									-

^{※1} 排ガス中の一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀は酸素濃度12%換算値。

^{※2} 測定結果における「<(未満)」は、定量下限値を示す。

^{※3} 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定による届出に記載の数値。

【令和7年度 一般廃棄物処理施設(焼却施設)の維持管理状況の情報の公表】

○東部クリーンセンター

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイ)

令和7年8月末現在

一般廃棄物の種類	施設規模	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		1号炉	132	136	150	142	174								734
可燃性一般廃棄物 (トン)	15トン/日×2炉 (8h)	2号炉	141	147	150	140	176								754
		合計	273	283	300	282	350	0	0	0	0	0	0	0	1,488

^{※1} ごみクレーンで計測した焼却量。トラックスケールで計測するごみ搬入量とは異なる。

ロ 測定に関する事項 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロ)

測定項目	測定位置	基準※3	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
燃焼室中の	焼却室	800以	1号炉	861.0	860.0	863.0	860.0	855.0								859.8
焼却ガス温度(℃)	上部	上	2号炉	844.0	851.0	845.0	847.0	845.0								846.4
集じん器流入燃焼	集じん器	200以下	1号炉	190.0	190.0	190.0	190.0	190.0								190.0
ガス温度(℃)	入口	200以下	2号炉	191.0	191.0	190.0	189.0	189.0								190.0
一酸化炭素濃度	集じん器	100以下	1号炉	63.0	58.0	53.0	49.0	48.0								54.2
一酸化炭素濃度 集じん器 出口 出口	100以下	2号炉	59.0	61.0	45.0	44.0	44.0								50.6	

^{※1}表示温度は、炉の立上げ、立下げ時を除いた平均温度。

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハ)

冷却設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施
排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施

^{※2} 小数点以下を四捨五入。

^{※2} 一酸化炭素濃度は、連続測定時の平均値。

^{※3} 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5)

二 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二)

測定項目	測定位置	基準 ^{※3}	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
ばいじん	集じん器	0. 05	1号炉	<0.001												#DIV/0!
(g/Nm³)	出口	0. 05	2号炉	<0.001												#DIV/0!
硫黄酸化物(SOx)	集じん器	100	1号炉	41.0												41.0
(ppm)	出口	100	2号炉	28.0												28.0
窒素酸化物(NOx)	集じん器	200	1号炉	130.0												130.0
(ppm)	出口	200	2 号 炉	120.0												120.0
塩化水素(HCI)	集じん器	489	1号炉	120.0												120.0
(mg/Nm ³)	出口	9	2号炉	32.0												32.0
水銀	集じん器	50	1号炉	6.4												6.4
(μ g/Nm ³)	出口	30	2号炉	0.56												0.56
=======================================	式料採取日		·	4月18日												-
	結果が得られた日			5月8日		h = m # 400 / h										-

^{※1} 排ガス中の一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀は酸素濃度12%換算値。

^{※2} 測定結果における「<(未満)」は、定量下限値を示す。

^{※3} 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定による届出に記載の数値。